

京都市告示第 67 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 16 年 1 月 13 日付けで認可した西野山分譲住宅自治会の代表者変更の届出，平成 9 年 3 月 14 日付けで認可した醍醐北団地会の代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 24 年 5 月 15 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
西野山分譲住宅自治会 (平成 23 年度)	小川 雅輝	小川 俊夫
西野山分譲住宅自治会 (平成 24 年度)	小川 俊夫	富田 与志郎
醍醐北団地会	石本 弘	熊谷 至朗

2 代表者の住所

	変更前	変更後
西野山分譲住宅自治会 (平成 23 年度)	京都市山科区西野山中鳥井町 1 3 2 番地 1 5	京都市山科区勸修寺柴山 8 番地の 5 3
西野山分譲住宅自治会 (平成 24 年度)	京都市山科区勸修寺柴山 8 番地の 5 3	京都市山科区勸修寺柴山 8 番地の 2 2 0
醍醐北団地会	京都市伏見区醍醐古道町 3 番地の 7	京都市伏見区醍醐大高町 1 6 番地の 9

(文化市民局地域自治推進室)